

2025年7月24日
日本能率協会主催
労働安全衛生展
東京ビッグサイト



化学物質の自律管理型 リスクマネジメント

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

労働安全・労働衛生コンサルタント

中井知章

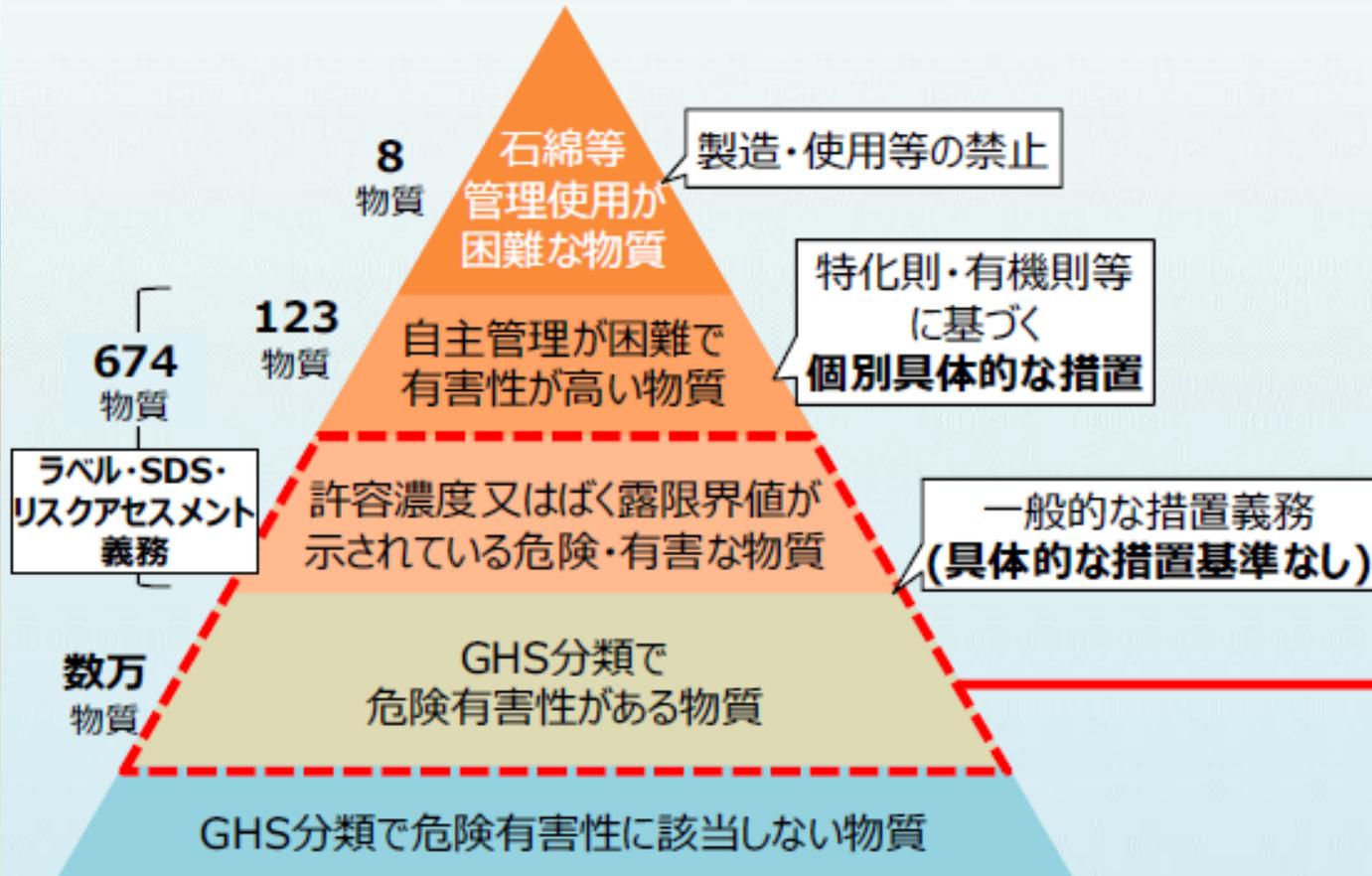
目次

1. 化学物質管理の法令順守型から自律管理型へ
2. 労働安全衛生マネジメントシステム
3. 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解
4. リスク及び機会への取組み
5. 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定
6. 力量
7. 文書化した情報
8. パフォーマンス評価
9. 改善
10. 化学物質管理専門家

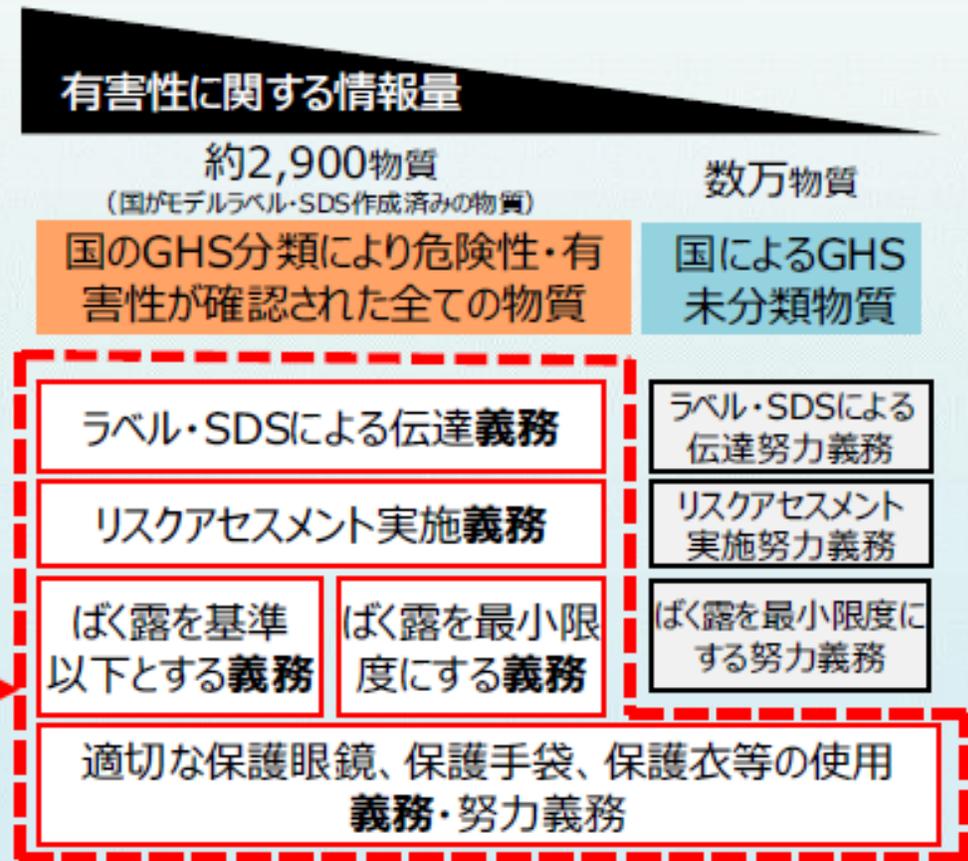
令和4年5月31日 政省令改正

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制

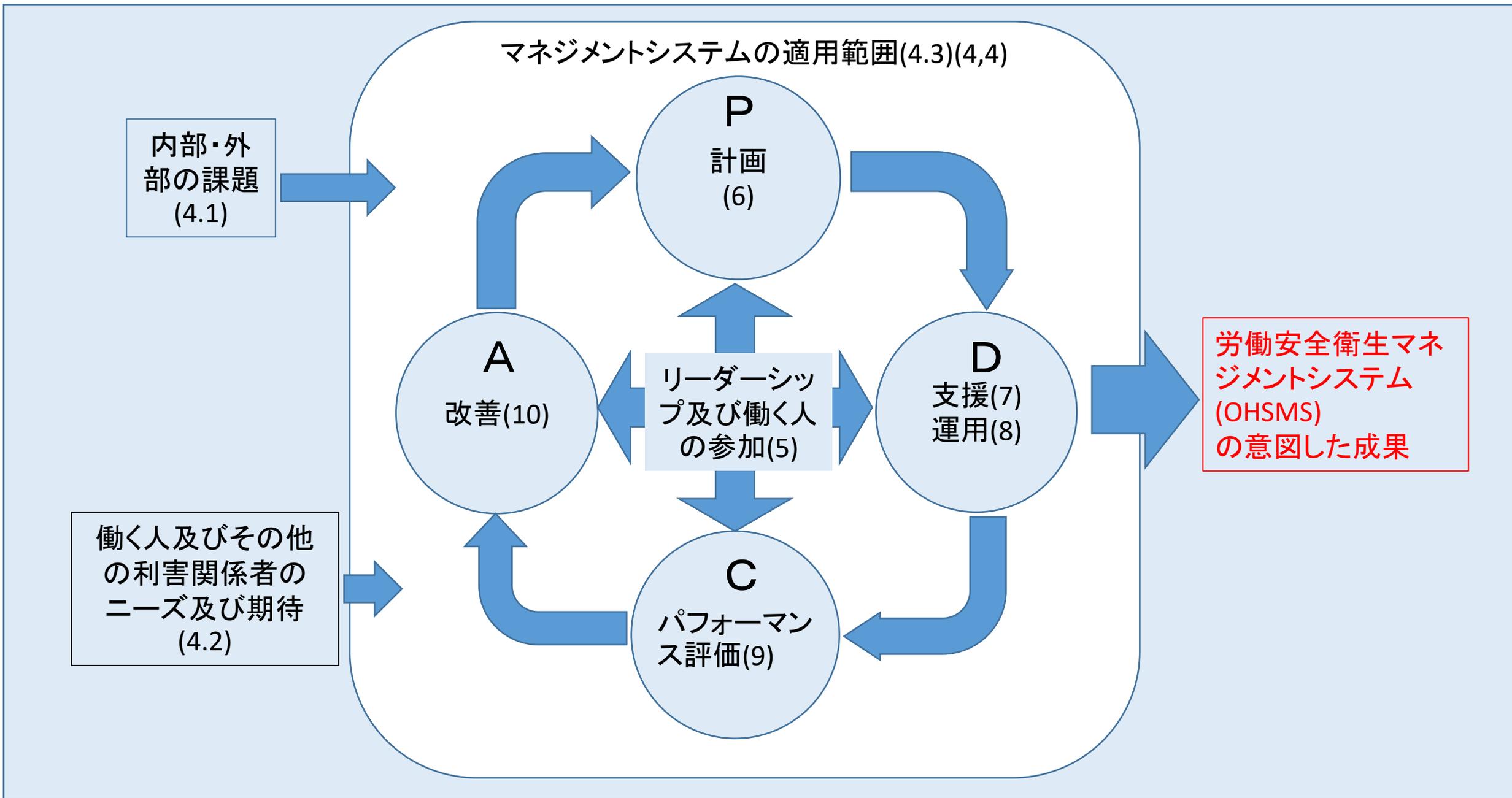


このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

労働安全衛生マネジメントシステム ISO45001とは

ISO45001は、内部と外部の課題を考慮し、働く人とその他利害関係者のニーズと期待を考慮に入れて、OSHMSの**適用範囲**及び**リスクと機会**を決定し、その決定したリスクと機会について、**リーダーシップ**及び**働く人の参加**のもとで、計画、実施、パフォーマンス評価、改善(**PDCAサイクル**)で取り組み、**意図した成果**(働く人の労働に関する負傷又は疾病の防止、及び健康的な職場の提供)を達成する仕組みである。

ISO45001の枠組み



ISO45001:2018/Amd1:2024

マネジメントシステムスタンダード(MSS)と
労働安全衛生固有の要素で構成
ISO45001特有の要求事項

序文

0.1 背景

0.2 労働安全衛生マネジメントシステムの狙い

0.3 成功のための要因

0.4 Plan-Do-Check-Act サイクル

0.5 この規格の内容

1 適用範囲

2 引用規格

3 用語及び定義

4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

4.2 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解

4.3 労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定

4.4 労働安全衛生マネジメントシステム

5 リーダーシップ及び働く人の参加

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

5.2 労働安全衛生方針

5.3 組織の役割, 責任及び権限

5.4 働く人の協議及び参加

6 計画

6.1 リスク及び機会への取組み

6.2 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定

7 支援

7.1 資源

7.2 力量

7.3 認識

7.4 コミュニケーション

7.5 文書化した情報

8 運用

8.1 運用の計画及び管理

8.2 緊急事態への準備及び対応

9 パフォーマンス評価

9.1 モニタリング, 測定, 分析及びパフォーマンス評価

9.2 内部監査

9.3 マネジメントレビュー

10 改善

10.1 一般

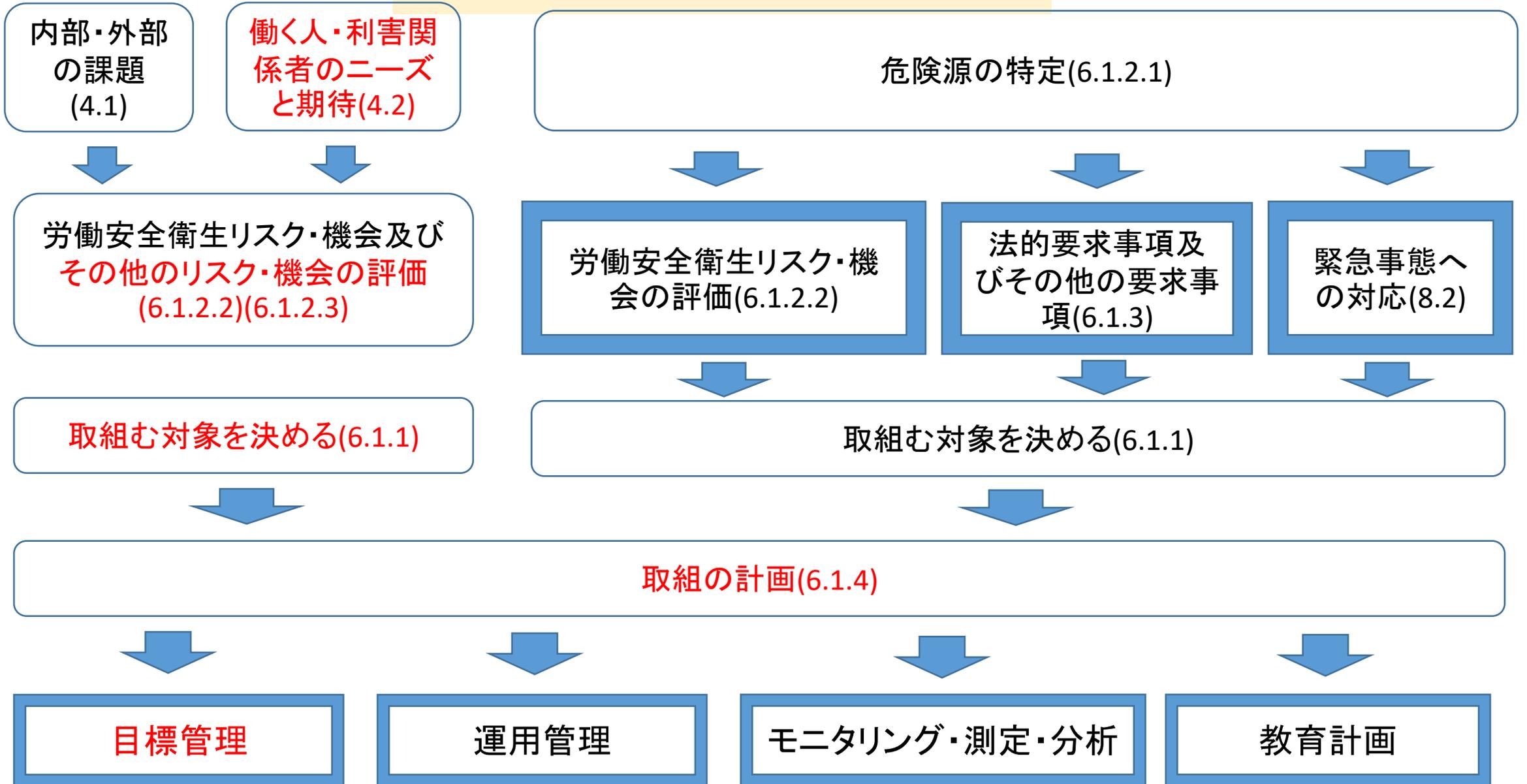
10.2 インシデント, 不適合及び是正処置

10.3 継続的改善

附属書 A(参考)この規格の利用の手引

参考文献

取組みの計画策定フロー



4.2 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解

令和4年5月31日の政省令改正により、化学物質管理を法令準拠型から自律管理型へ対応しなければならなくなりました。

6.1 リスク及び機会への取組み

①化学物質に係る法令順守

②自律管理型リスクマネジメントシステムの構築

6.2 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定

①実施体制の確立

- ・ 総括安全衛生管理者の選任
- ・ 安全管理者の選任
- ・ 衛生管理者の選任
- ・ 産業医の選任
- ・ 化学物質管理者の選任(安衛則第12条の5)
- ・ 保護具着用管理責任者の選任(安衛則第12条の6)
- ・ 作業主任者の選任

②化学物質の危険源特定

—化学物質のリスク一覧表の作成—

- ・ 特別規則対象物(有機則、特化則、鉛則、粉じん則)
- ・ リスクアセスメント対象物 896→1537(令和7年4月1日)
- ・ 濃度基準値設定物質 67→179(令和7年10月1日)
- ・ がん原生物質 約200
- ・ 皮膚等障害有害物質
- ・ 皮膚吸収性有害物質 } 1064→1127(令和7年1月24日)
- ・ 毒劇物取締法
- ・ 消防法
- ・ 高圧ガス保安法

③化学物質のリスクアセスメント手順書の作成

●危険性のリスクアセスメント

- ・クリエイトシンプル
- ・スクリーニング支援ツール
- ・安衛研式
- ・JISHA式 など

●有害性のリスクアセスメント

- ・クリエイトシンプル
- ・ECETOC TRA
- ・検知管
- ・リアルタイムモニター
- ・確認測定
- ・個人ばく露測定

④安衛法規制一覧表(兼)順守評価表の作成

- ・安衛則の改正
- ・有機則、特化則、鉛則、粉じん則の改正

⑤化学物質管理のための教育計画の作成

- ・ラベル・SDSの教育
- ・化学物質リスクアセスメントの教育

7.2 力量

①改正法規制の知識と理解

- 管理者
- 職長
- 順守評価者

7.2 力量

②ラベル・SDSの知識と理解

- ・ 化学物質管理者
- ・ 保護具着用管理者
- ・ 職長
- ・ 作業者

7.2 力量

③特別規則の揭示

- ・有機則(追加) 令和5年4月1日施行
- ・特化則(※追加と※※拡大)
 - ※ 令和5年4月1日施行、
 - ※※令和5年10月1日施行
- ・鉛則(新設) 令和5年4月1日施行
- ・粉じん則(新設) 令和5年4月1日施行

有機則の揭示(旧)

従来の揭示を用いて、改正後の揭示に替えることも可能ですが、**この揭示のみでは、内容が不足（疾病の種類、使用すべき保護具）**するため、不足する内容を別途追加する必要があります。

有機溶剤中毒予防規則第24条に基づく従来の揭示方法

有機溶剤等使用の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること
- (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること
- (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと

症状の種類を追加

四 使用すべき保護具を追加

有機則の揭示(新)

| 有機溶剤等使用の注意事項 | |
|----------------------|--|
| 有機溶剤中毒予防規則第24条に定める揭示 | |
| 有機溶剤名 | |

1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

| | |
|-------|--|
| 疾病の種類 | |
| 症 状 | |

2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

4. 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第十三条の二第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ロ. 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ハ. 第十八条の二第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ニ. 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
- ホ. 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
- ヘ. 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
- ト. 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
(有機溶剤中毒予防規則より)

使用すべき呼吸用保護具

| | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 有機ガス用防毒マスク | <input type="checkbox"/> 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 |
| <input type="checkbox"/> 送気マスク | <input type="checkbox"/> 空気呼吸器(緊急時) |

① →

② →

特化則の揭示(追加・拡大)

| | |
|--------------------|--|
| 名称 | ○○○○○○○○○○ |
| ① 及びその種類 及びその症状 | 疾病の種類: ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○ 疾病の症状: ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○ |
| 取扱以上の注意事項 | 取扱い ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ 保管 ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ |
| ② 使用すべき 保護具 | 呼吸器の保護具 : ○○○○ 手の保護具 : ○○○○ 眼の保護具 : ○○○○ 皮膚及び身体の保護具: ○○○○○○ □○○○○○○○ |
| 作業場区分 | |

取扱う特定化学物質の名称

取扱う特定化学物質の『おそれのある疾病の種類』及び『疾病の症状』




https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html#m02-03

取扱う特定化学物質のSDS (SDSより抜粋または参考にします。)

特定化学物質の取扱いにあたり、法令に基づいてご使用されている使用すべき保護具の名称

- 特定化学物質を取扱う作業場区分のご確認 (①～③をお選びください。)
-
- ① 試験研究のための製造
 分析用試料等の製造
-
- ② イ 第六条の二第一項の許可に係る作業場(同項の濃度の測定を行うときに限る。)
 ロ 第六条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
 ハ 第二十二條第一項第十号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
 ニ 第二十二條の二第一項第六号の規定により、労働者に必要な保護具を使用させる作業場
 ホ 金属アーク溶接等作業を行う作業場
 ヘ 第三十六條の三第一項の場所
 ト 第三十六條の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
 チ 第三十八條の七第一項第二号の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
 リ 第三十八條の十三第三項第二号に該当する場合において、同条第四項の措置を講ずる作業場
 ヌ 第三十八條の二十第二項各号に掲げる作業を行う作業場
 ル 第四十四條第三項の規定により、労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる作業場
-
- ③ ②のイ～ルの作業場を限定出来る場合はご指定ください

粉じん則の掲示(新設)

| 粉じん作業を行う作業場 | |
|----------------------------|--|
| 粉じん障害防止規則第23条の2に定める掲示 | |
| 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 | |
| 疾病の種類 | 気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん |
| 症状 | せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少 |



※掲示していただくこと

粉じん等の取扱い上の注意事項

- (1) 局所排気装置等を設置すること。
- (2) 水をまくなどして、粉じんの発生を抑えること。
- (3) 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。
- (4) 定期的かつ頻繁に作業場を真空掃除機又は水洗等の方法で清掃すること。
- (5) 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテン等適当な間仕切りをすること。
- (6) 風上で作業を行うこと。
- (7) 必要に応じて保護めがねを着用すること。
- (8) 定期的にしん肺健康診断を受けること。

次の場合は有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ロ. 第七条第二項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合
- ハ. 第八条の規定により第四条の規定が適用されない場合
- ニ. 第九条第一項の規定により第四条の規定が適用されない場合
- ホ. 第二十四条第二項ただし書の規定により清掃を行う場合
- ヘ. 第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合
- ト. 第二十六条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場合
- チ. 第二十七条第一項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。）
- リ. 第二十七条第三項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）

使用すべき呼吸用保護具

- 防じんマスク（性能区分：)
- 防じん機能を有する防毒マスク
- 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器

7.5 文書化した情報

【文書】

- ①OHSMSマニュアル
- ②化学物質管理規程(できれば)
- ③リスクアセスメント手順書

7.5 文書化した情報

【記録】

- ① リスクアセスメントの結果(安衛則第34条の2の8)
- ② ばく露防止措置(最小限度、濃度基準値以下リスクアセスメント対象物健康診断後の措置)
(安衛則第577の2第11項第一号)
- ③ ばく露状況(安衛則第577の2第11項第二号)
- ④ 作業記録(がん原生物質に限る) (安衛則第577の2第11項第三号)
- ⑤ 安全衛生委員会議事録(②の審議事項) (安衛則第577の2第11項第四号)

9. パフォーマンス評価

①目標の達成度評価

②順守評価

1. **主に管理者**が、定期的に改正情報入手する。
2. **主に管理者**が、関連法規制一覧表(兼)順守評価表(以下「順守評価表」という)を常に最新版とする。
3. **主に管理者**が、順守及び評価者に対して「順守評価表」の教育を行う。
4. **実施者**は、「順守評価表」に基づき順守する。
5. **評価者**は、「順守評価表」に基づき順守評価する。
6. 法令違反の場合、修正・是正処置を行い、「順守評価表」に処置の結果と適切性・有効性を記録する。

安全衛生関係法令の順守システム

例:ISO45001

社長方針
の周知
順守表明

・インシデント、
不適合及び**是正
処置**
・継続的改善

Act
改善

安全衛生
方針

リーダーシップ及び
働く人の参加

Check
パフォー
マンス
評価

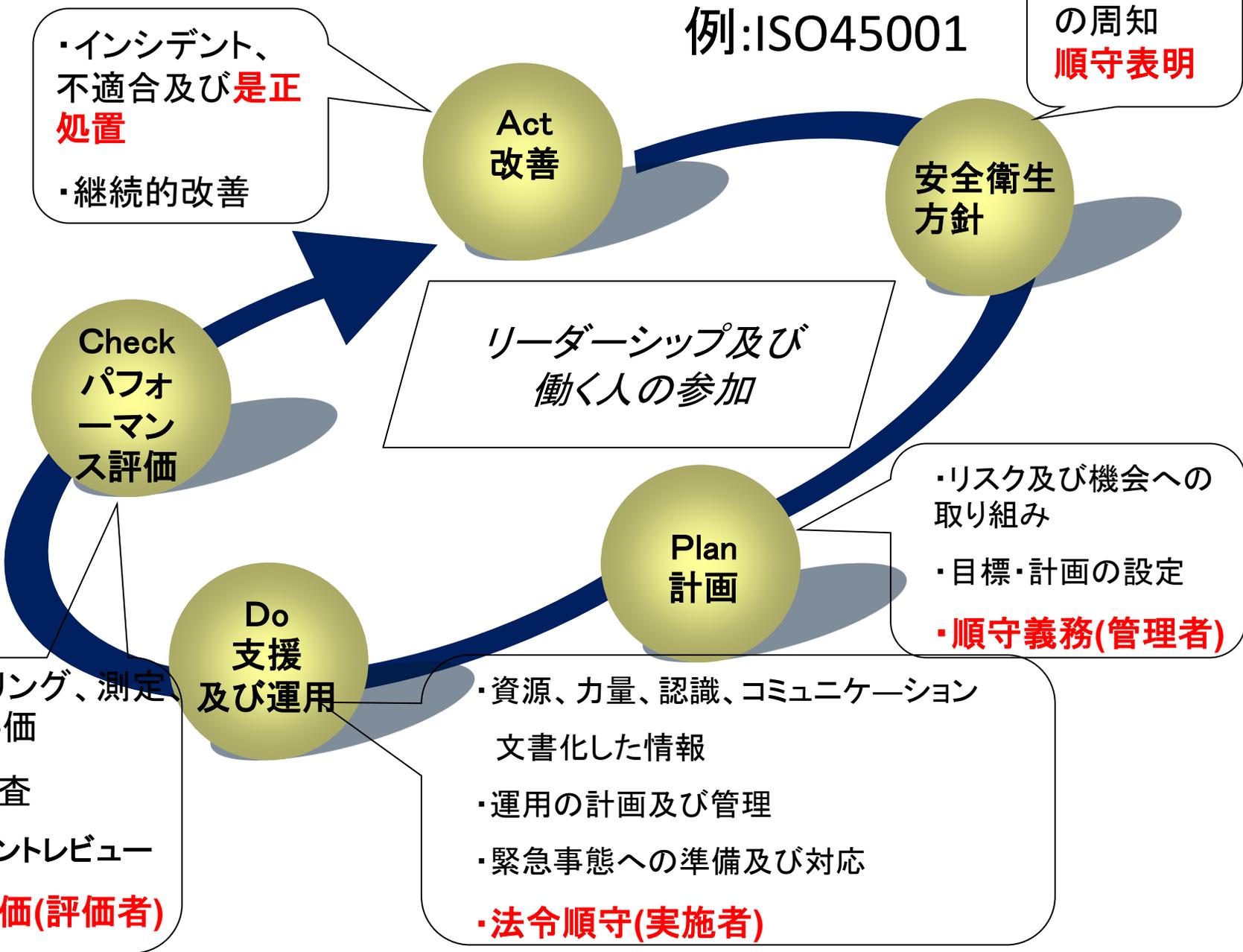
・リスク及び機会への
取り組み
・目標・計画の設定
・**順守義務(管理者)**

Plan
計画

Do
支援
及び運用

・モニタリング、測定、
分析、評価
・内部監査
・マネジメントレビュー
・**順守評価(評価者)**

・資源、力量、認識、コミュニケーション
文書化した情報
・運用の計画及び管理
・緊急事態への準備及び対応
・**法令順守(実施者)**



違反事例. 化学物質管理者の未選任 (安衛則第12条の5)

→溶解アセチレン(アセトン含有)容器を使用して溶断作業を行っているが、化学物質管理者が選任されていない。

溶解アセチレン容器は、アセトンを含ませたマスに溶解させており、溶断作業では、アセトンを4wt%含有したアセチレンガスを噴出させている。リスクアセスメント対象物であるアセトンを取り扱うので、化学物質管理者の選任が必要である。



アセトン含有

ケイ酸カルシウム固形物

9. パフォーマンス評価

- ③ 確認測定(濃度基準値以下にする→安衛則第577条の2第2項)
個人ばく露測定(最小限度にする→安衛則第577条の2第1項)

- ④ リスクアセスメント対象物健康診断
 - ・ 安衛則第577条の2第3項健診
 - ・ 安衛則第577条の2第4項健診

- ⑤ 内部監査

- ⑥ マネジメントレビュー

10. 改善

- ① リスク低減措置
- ② 未順守に対する対応
- ③ 内部監査の指摘事項に対する改善
- ④ マネジメントレビューによるアウトプット

化学物質管理専門家の活躍の場

①化学物質労働災害事業場への改善(安衛則第34条の2の10)

②管理水準良好事業場の特別規則適用除外のための管理または評価

(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2)

化学物質管理専門家の活躍の場

③ リスクアセスメントの実施に参画または助言

(リスクアセスメント指針)

→ リスクアセスメントの実施に当たっては、必要に応じ、事業場内の**化学物質管理専門家**や**作業環境管理専門家**のほか、リスクアセスメント対象物に係る危険性及び有害性や、機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。

→ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、事業場内に**化学物質管理専門家**や**作業環境管理専門家**等がない場合は、外部の専門家の活用を図ることが望ましいこと。

④ 有効な呼吸用保護具の選択にあたって、濃度基準値やばく露限界値に関する情報がない場合の相談相手

(呼吸用保護具の選択、使用等の通達)

4(1)呼吸用保護具の種類を選択→有害物質の濃度基準値やばく露限界に関する情報がない場合は、化学物質管理者、**化学物質管理専門家**をはじめ、労働衛生に関する専門家に相談し、適切な指定防護係数を有する呼吸用保護具を選択すること。

第14次労働災害防止計画(2023年4月～2028年3月)

重点事項ごとの具体的取組

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

・化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。

①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施し、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。

②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ 化学物質管理者講習（法定及び法定外のもの）のテキスト等の教材作成等による化学物質管理者等の育成支援を図る。
- ・ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置や、濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの作成支援を行う。
- ・ 中小事業者向けに、業種別の特徴を捉えた化学物質管理に係る相談窓口の設置、訪問指導の実施、人材育成（講習会）の機会の提供等を行う。
- ・ 各都道府県の**化学物質管理専門家リスト**等の作成により、事業者における専門家へのアクセスの円滑化を図るとともに、化学物質管理に係る協議会を立ち上げる。
- ・ 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修及び周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

化学物質管理専門家(令和5年4月1日施行)

(告示:令4.9.7厚生労働省告示第274号、第275号)

(通達:令4.9.7基発0907第1号、最終改正令5.7.14基発0714第8号)

【要件】

①労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

・「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)、労働安全コンサルタント(化学安全)、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

・「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

化学物質管理専門家の要件

【要件】

②**衛生工学衛生管理者**免許を受けた者で、**その後8年以上安衛法第10条第1項各号**の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した**経験**を有する者 ※**総括安全衛生管理者の職務**

③**作業環境測定士**の登録を受けた者(**作業環境測定士**)で、**その後6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した**経験**を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める**講習を修了**した者

化学物質管理専門家の要件

【要件】 ①～③までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

④**労働安全コンサルタント(化学)**の登録を受けた者であって、**その後5年以上**の化学物質に係る安衛法第81条第1項に定める業務に従事した**経験**を有する者

⑤一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」による**CIH労働衛生コンサルタント**の称号の使用を許可されている者

⑥公益財団法人日本作業環境測定協会の認定**オキュペイショナルハイジニスト**または国際オキュペイショナルハイジニスト協会の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニストもしくは**インダストリアルハイジニスト**の資格を有する者

⑦公益財団法人日本作業環境測定協会の**作業測定インストラクター**に認定されている者

⑧**衛生管理士**(労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)に合格した者に限る)に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の**業務**または化学物質の管理に係る業務を行った**経験**を有する者

⑨**産業医科大学産業保健学部産業衛生学科**を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において**資格**を保持している者

化学物質管理専門家の登録

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会



日本労働安全衛生コンサルタント会は、
労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。



HOME

本会について

コンサルタントのご利用

入会案内

講習会・研修会

コンサルタント試験

刊行物

サイトマップ



新しい情報

コンサルタント会より最新情報をお伝えいたします [過去のお知らせ](#)



受付中

2024年度労働安全・労働衛生コンサルタント登録時研修会のご案内

毎年大勢の方々にご参加いただいております標記研修会の申込を受け付けます。お申込みに際しましてはまず 研修会参加要領 をご覧いただきご理解の...

2024年07月10日

労働安全・労働衛生コンサルタント受験準備講習会/労働衛生工学基礎研修会開催のご案内

毎年大勢の方々にご参加いただいております標記講習会のご案内をいたします。お申込みに際しましてはまず講習会概要をご覧いただきご理解の上お申し...

2024年04月19日

入会のご案内

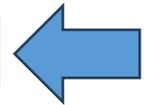
支部案内

会員専用ページ

化学物質管理専門家等資格確認名簿

エイジフレンドリー補助金
事務センター

荷役災害防止のための診断結果
～好事例と改善アドバイス～



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

化学物質管理専門家等資格確認名簿

労働安全衛生法に基づく、守秘義務等の責務を負う労働安全衛生コンサルタントであり、かつ、本会の会員である者で、化学物質管理専門家等に関する法定の資格要件を満たした者の名簿

令和6年7月1日現在

化学物質管理専門家および作業環境管理専門家資格確認名簿登録申請書

【該当する資格】

労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

| | | | |
|-------|----|-------------|---|
| 永瀬 浩一 | 東京 | 衛生工学 | 080-2056-7930 b460014@kmf.biglobe.ne.jp |
| 田中 通洋 | 東京 | 衛生工学・安全(化学) | 080-5458-3835 mitch_107@ab.auone-net.jp |
| 高橋 明彦 | 東京 | 衛生工学・安全(化学) | 03-3430-0512 080-8747-0276 yff12559@nifty.com |
| 中井 知章 | 東京 | 衛生工学 | 090-1841-6396 10moaki.nakai1@jcom.home.ne.jp |
| 岡田 賢造 | 東京 | 衛生工学 | 048-607-1332 okada-ken@jcom.home.ne.jp |
| 中原 浩彦 | 東京 | 衛生工学・安全(化学) | 03-5787-8630 hirohiko.nakahara@naosh3776.onmicrosoft.com |
| 山口 忠重 | 東京 | 安全(化学) | 03-5493-8578 tad.yamaguchi@deluxe.ocn.ne.jp |
| 松本 和美 | 東京 | 衛生工学 | 090-1441-8941 kazumi@matsumoto-osh-office.com |
| 橋本 晴男 | 東京 | 衛生工学・安全(化学) | 080-5480-0591 bridgebase@m7.dion.ne.jp |
| 山室 栄三 | 東京 | 衛生工学 | 090-3803-9606 yama-yamaei@f03.itscom.net |
| 松本 和彦 | 東京 | 衛生工学・CIH | 090-2320-0222 kazuhiko@matsumoto-osh-office.com |
| 河合 弘憲 | 東京 | 衛生工学 | 03-3818-7133 (090-5370-9875) kawai02@teral.co.jp |

化学物質管理専門家の登録

公益社団法人 日本作業環境測定協会

公益社団法人
JAWE 日本作業環境測定協会
Japan Association for Working Environment Measurement

作業環境測定士の品位の保持ならびに作業環境測定士および作業環境測定機関の業務の進捗改善に資することを目的として設立された公益社団法人です。

会員専用サイト

会長挨拶

HOME

講習等

図書・
分析試料の販売

入会案内

粉じん計の較正

総合精度
管理事業

石綿分析技術
評価事業

作業環境測定士登録講習

お申し込み受付中

講習会の予約

▶ 各種講習会・受講案内一覧

▶ 各種講習会カレンダー

インフォメーション

トピックス：化学物質の自律的管理に関する情報 >

[濃度基準値設定物質の分析が可能な測定機関一覧](#) [New 2024・06・20]

化学物質管理・作業環境
管理 専門家名簿一覧

濃度基準値設定物質の分
析が可能な測定機関一覧

スキルアップ
(自己研さん)

作業環境測定インストラ
クター

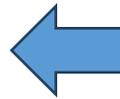
化学物質管理専門家 名簿一覧

本名簿は、厚生労働省からの協力依頼を受けて日本作業環境測定協会（日測協）が作成しているものです。
この名簿に氏名等を掲載できる方（本人の了解を得た場合のみ）は、次の要件を満たしている場合に限りです。

1. 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト
2. 作業環境測定インストラクターのうち、日測協が定める講習を修了した者
3. 作業環境測定士の業務経験が6年以上の者で、厚生労働省労働基準局長が定めた33時間の講習（[同講習の例](#)）を修了した者

[化学物質管理専門家名簿](#) >

[化学物質管理専門家名簿](#) [553KB]  [New 2024・06・18]



化学物質管理専門家名簿 名簿登録申請

[化学物質管理専門家名簿登録申請案内](#) [248KB] 

[化学物質管理専門家名簿登録申請書](#) [236KB] 

[化学物質管理専門家名簿登録申請書 \(Excel版\)](#) [21KB] 

 濃度基準値設定物質の分析が可能な測定機関一覧

 スキルアップ
(自己研さん)

 作業環境測定インストラクター

 支部・分会研修会等

 オキュペイショナルハイジニスト

 図書・分析試料の販売

 作業環境測定とは

 作業環境測定を依頼したいとき

 作業環境測定・評価推進運動

 日本作業環境測定協会学術大会

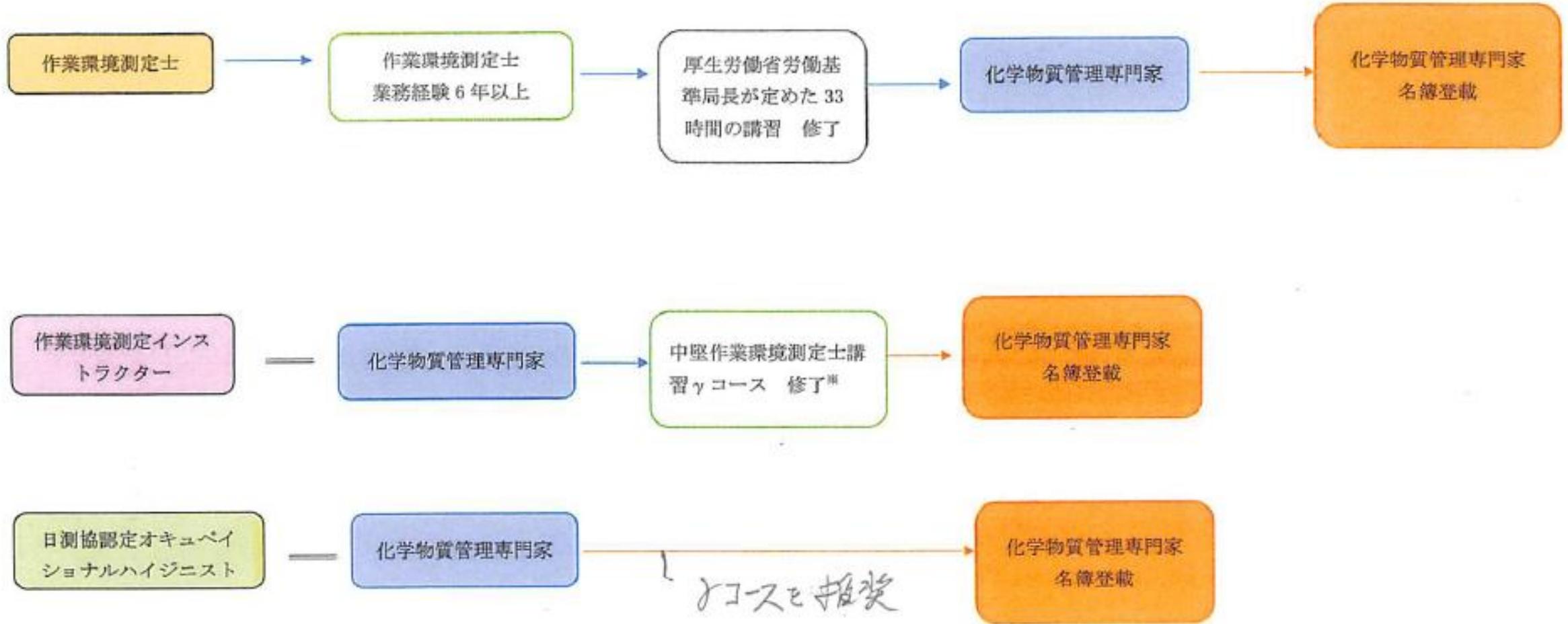
 ダウンロード

 メールマガジン

 よくあるご質問

化学物質管理専門家の登録

公益社団法人 日本作業環境測定協会



※ 名簿登載を希望する場合の要件



お疲れ様でした！

本日の講演が皆様の業務の一助になれば幸いです。